

第2回 茨城町公式 Instagram フォトコンテスト2020実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城町（以下「町」という。）の魅力を広く画像で発信し、シティプロモーションを推進するために行う「第2回 茨城町公式 Instagram フォトコンテスト2020（以下「フォトコンテスト」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリの Instagram を用いて実施するものとする。

(テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、「町の魅力が伝わる写真」とし、「町内で撮影した写真」に限る。観光地、風景、祭り、グルメ、農産物など分野は問わない。

(実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和2年6月23日から令和2年10月20日までとする。

(応募者)

第5条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同する個人とする。ただし、未成年者は保護者の同意を必要とし、未成年者が応募した場合は、保護者の同意があったものとする。

(応募方法)

第6条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条のテーマに沿った写真を Instagram に投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得した Instagram のアカウントを公開していること。
- (2) 「茨城町 Instagram 公式アカウント」@townibaraki_official をフォローしていること。
- (3) 応募する写真が「茨城町インスタグラム公式アカウント運用ポリシー」の禁止事項等の内容に該当しないこと。
- (4) 応募する際には、キャプションに「撮影場所」とハッシュタグ「#いば3ぽフォトコン2020」をつけること。なお、同ハッシュタグの他、複数のハッシュタグをつけることは差し支えない。

(応募の条件等)

第7条 応募の回数は、異なる写真の応募であれば制限を設けない。ただし、1回の応募につき写真の添付は1点までとし、組写真、動画では応募することができない。

2 応募する写真は、応募者が町で撮影した未発表のものに限り、過去のコンテストに応募した写真、他のコンテストに応募中の写真は、応募することができない。ただし、応募者本人の制作によるホームページやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）に掲載した写真は応募することができる。

- 3 写真は、令和2年以前に撮影されたものも応募できるものとする。
- 4 人物を撮影した写真は、被写体となった者の了解を得たもののみ応募することができる。
- 5 写真は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更など加工を施して応募することができるが、合成など著しい加工を施した写真は、応募することができない。
- 6 立入禁止区域、著しく危険な場所からの撮影は行わないこととする。なお、撮影中の事故については、町は一切の責任を負わないこととする。
- 7 応募期間中に投稿者がアカウントを削除した場合や町外で撮影した写真、自身が撮影していない写真など不正が発覚した場合は、応募を無効とする。

(費用の負担)

第8条 写真を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

- 第9条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、町は特にシティプロモーションの推進に資すると認められる写真を10点程度選定し、当該写真を入賞作品とする。
- 2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
 - 3 当該写真を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、報償として選定の結果に応じて町の特産物を提供することができる。ただし、同じ応募者の複数の写真が入賞作品として選定された場合は重複して報償を提供せず、上位の1作品に対応する報償のみを提供するものとする。
 - 4 報償の発送は日本国内に限るものとする。
 - 5 第6条及び第7条の要件を満たしていない応募写真は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

- 第10条 町は、Instagramのダイレクトメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。
- 2 受賞者は、次に掲げる事項を町が指定する日までに連絡するものとする。
 - (1) 受賞者の住所
 - (2) 報償等の発送先
 - (3) 氏名
 - (4) 年齢
 - (5) 電話番号
 - 3 町が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効する。

(受賞者の公表)

第11条 町は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名を町ホームページ、広報紙、記者発表等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 町は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第13条 応募されたすべての写真の著作権は応募者に帰属するが、必要に応じてトリミング等の調整を行い、町ホームページ、町公式 Instagram アカウント、町公式 Facebook ページ他 SNS、広報紙、町が発行する印刷物、町が関与するイベントでの展示等、町の魅力発信の用途に限り無償で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された写真において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、町は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第14条 町は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(注意事項)

第15条 本コンテストは Instagram が支援、承認、運営、関与するものではない。

(庶務)

第16条 フォトコンテストの実施に係る事務は、秘書広聴課、茨城町地域おこし協力隊において行う。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要項は、令和2年6月23日から施行する。